

誓約書兼同意書

那珂市緊急事業継続給付金の交付を受けるに当たり、下記の事項について確認し、誓約及び同意します。また、誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議を一切申し立てません。

記

1 誓約事項

(1) 交付対象要件を満たしていること

- ア 市内に住所を有し事業を営む個人又は市内に本社・本店を有する中小企業者であること
- イ 中小企業者の場合、令和2年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること若しくは、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2000人以下であること
- ウ 平成31年（令和元年）以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- エ 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること
- オ 国又は他の地方公共団体から持続化給付金等の交付を受けていない、かつ、今後受ける予定がないこと
- カ 申請時点において、市税に未納がないこと

(2) 申請事項及び関係書類の内容が虚偽でないこと

(3) 不交付要件（交付対象外となる者）に該当しないこと

- ア 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ウ 政治団体
- エ 宗教上の組織又は団体
- オ アからエまでに掲げる者のほか、給付金の趣旨に照らして適当でないと市が判断する者

(4) 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること

(5) 不正受給が判明した場合には、要綱に従い給付金の返還を行うこと

(6) 那珂市緊急事業継続給付金交付要綱に従うこと

(7) 個人又は法人の役員等が、給付金の交付申請から給付金の受領後においても、次のいずれにも該当しないこと

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 同意事項

(1) 申請者の市税納付状況等、必要な事項の調査に同意すること

那珂市長 先崎 光 様

令和 年 月 日

申請者兼請求者 住所又は所在地

名称又は商号

氏名又は代表者

電話番号

㊞